四　次に掲げる者に対する国際戦略港湾の利用を促進するための働きかけ

イ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者

ロ　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者

ハ　荷主

ニ　イからハまでに掲げる者のほか、国際戦略港湾を利用し、又は利用することが見込まれる者

五　前各号に掲げるもののほか、国際基幹航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加を図るために必要な取組

7　法第四十三条の十二第一項第二号ホの国土交通省令で定める事項は次に掲げるものとする。

一～四　（略）

8　（略）

（港湾計画の軽易な変更の特例）

第十七条の八　法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る港湾計画の変更についての第一条の十二第五号の規定の適用については、同号中「含む。）」とあるのは、「含み、法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る特定埠頭を構成するものを除く。）」とする。

（埠頭群の貸付契約の内容）

第十七条の九　法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により埠頭群を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一～三　（略）

（海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の貸付契約の内容）

第十七条の十　法第五十五条の二第一項又は第四項の規定により海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、許可事業者に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一　許可事業者は、貸し付けられた港湾施設を第三者に転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないものとすること。

二　許可事業者は、貸し付けられた港湾施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならないものとすること。

三　異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を許可事業者以外の者の利用に供すべきことを許可事業者に指示したときは、許可事業者はその利用を受忍しなければならないものとすること。

（証明書の様式）

第十八条　法第五十五条の二の二第四項の規定による証明書は、第六号様式によるものとする。

（開発保全航路内の物件の使用等ができる区域）

第十八条の六　法第五十五条の三の四の国土交通省令で定める区域は、別表第二のとおりとする。

5　法第四十三条の十二第一項第二号ニの国土交通省令で定める事項は次に掲げるものとする。

一～四　（略）

6　（略）

（港湾計画の軽易な変更の特例）

第十七条の八　法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る港湾計画の変更についての第一条の九第五号の規定の適用については、同号中「含む。）」とあるのは、「含み、法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る特定埠頭を構成するものを除く。）」とする。

（埠頭群の貸付契約の内容）

第十七条の九　法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により埠頭群を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下「貸付者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一～三　（略）

（新設）

（証票の様式）

第十八条　法第五十五条の二第四項の規定による証票は、第六号様式によるものとする。

（開発保全航路内の物件の使用等ができる区域）

第十八条の六　法第五十五条の三の四の国土交通省令で定める区域は、別表第一のとおりとする。